

今後の新型コロナウイルス感染症対策・学校運営に関するQ & A

(令和4年5月23日時点)

「問12 学校で生徒の発熱等の風邪症状を確認したときは、どう対応するのか。」「問14 生徒または教職員が濃厚接触者に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合は、そう対応するのか。」「問26 生徒や教職員が感染した場合の臨時休業（休校）についてどう考え、どう対応するのか。」を更新しました。
(更新箇所は太字二重線で示しています。)

問1 校内での感染リスクを高めることにならないよう、どんな感染症対策を行うのか。

- 多くの生徒・職員が集う学校においては、人の密度を下げることに限界があり、近距離での会話や発声等が必要になることもあります。教育活動と感染防止の両立を適切に図ることができるよう、感染拡大リスクの高い「3密」を避けるために身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスまたはフィジカルディスタンスといった「新しい生活様式」を踏まえた学校運営に努めるとともに、これまで生徒に指導してきた次の「4つの感染防止策」を引き続き徹底していきます。
①毎朝の健康チェック ②こまめな換気 ③離れて会話・大声なし ④手洗い・マスク・うがい
- このような基本的な感染防止策は、変異株であっても有効とされていることを踏まえ、御家庭におかれましても、基本的な感染防止策を継続的に実施していただくとともに、毎日、生徒はもとより御家族全員の健康観察の徹底、及び抵抗力を高める健康的な生活（十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事）の維持をよろしくお願いいたします。

問2 教室等の換気は具体的にどのように行うのか。

- 教室等での授業中は、常時、対角線上の上窓2か所を15cm程度開けて換気するとともに、授業開始後20分経過した時点で校内放送を流し、対角線上の外側の下窓と廊下側のドアを約1分間、全開します。また、授業間の休み時間及び昼食休憩時間においても、授業中と同様の方法で換気を行います。
- 夏季・冬季においては、換気による室内の適温確保が困難となるため、室温の上昇・低下による健康被害が生じないように、特に冬季においては、暖かい服装を心がけるよう指導するとともに、校内での防寒着・防寒具（手袋、マフラー等）の着用を認めることとします。
- エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気との入れ替えを行っていないため、エアコン使用時においても適切に換気を行いません。

問3 どのような場面でマスクを着用すればよいのか。

- 基本的には、生徒の間に飛沫のかからないような十分な身体的距離があり、換気を適切に行っている室内や屋外では、マスクの着用は必ずしも必要ではないとされていますが、本学園では次のとおり、マスクの着用を義務づけることとします。
 - ①スクールバスでの登下校時
乗車中は、バス内が密閉空間とならないよう数か所の窓を開け、会話や発声等はできる限り控えるよう努めてください。また、乗車人数の多少、生徒間の距離の大小にかかわらず、乗車中はマスクの着用を義務づけることとします。
 - ②教室等での授業時
授業を受ける生徒数の多少等にかかわらず、授業中はマスクの着用を義務づけることとします。
 - ③体育の授業時
スポーツ庁の指導に従い、マスクを着用しなくてもよいこととします。ただし、十分な身体的距離が確保できない状況において、十分な呼吸ができなくなるリスクがない場合には、マスクの着用を義務づけることとします。
 - ④どのような状況においても、人と会話する時はマスクの着用を義務づけることとします。
- マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じるとされていることや、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、適宜必要に応じてマスク着用の在り方について指導していきます。

問4 手洗いは、どの程度の頻度で行えばよいのか。

- 校内の様々な場所にウイルスが付着している可能性があります。登校時等の外から教室等に入る時、トイレの後、昼食前後、共用の教材等の使用前後など、こまめに手を洗ってください。
- 手洗いは30秒程度かけて、水と石鹸で丁寧に洗ってください。
- 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用は絶対にしないようにしてください。

問5 手指のアルコール消毒は必ず行わないといけないのか。

- 手指用の消毒液は、流水で手洗いができない際に補助的に用いられるものであるため、流水と石けんによる手洗いが基本です。ただし、流水で手洗いができない場合は、アルコール消毒液を必ず使用してください。
- 石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりする場合は、流水でしっかり手洗いをしてください。

問6 消毒は、具体的にどのような範囲で行うのか。

- 校内で大勢がよく手を触れる箇所（ドアの引手、ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、毎日始業前に、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法について確認済みの家庭用洗剤や消毒液（消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液）で清拭します。
- 毎日使用する机・椅子、トイレ、洗面所については、特別な消毒作業は必要ないとされていますが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤を用いた拭き掃除を定期的に行います。

問7 学校内の器具・用具や備品の共用について、どう対応するのか。

- 学校では生徒・教職員が多種多様な器具・用具や備品を共用しています。共用を避けることができれば避けるよう努めますが、共用を避けることが難しいこともありますので、共用後は必ずしっかり手洗いをしてください。

問8 登校前に自宅で発熱等の風邪症状を確認できなかった生徒に対し、どう対応するのか。

- 御家庭においては、毎朝登校前に、検温と発熱等の風邪症状の有無の確認をお願いします。その結果、次に該当する場合は学校に連絡していただき、登校せずに自宅で休養してください。この場合の欠席については、「出席停止」（「欠席日数」ではなく、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とみなし、「出席停止・忌引等の日数」として記録する取扱いのこと。）とします。
 - ・ 発熱、咳、頭痛、鼻水など比較的軽い風邪の症状が続いている。
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。

【参考：厚生労働省ホームページより一部抜粋】

保健所等にご相談いただく際の目安として、少なくとも以下の条件に当てはまる方は、すぐにご相談ください。

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※ 高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 登校前に、御家庭で検温と発熱等の風邪症状の確認をしなかった場合や健康状態に不安を抱えたまま登校してしまった場合には、登校後は直ぐに教室に入らず、職員室で検温及び健康チェックを受けてください。その結果、発熱等の風邪症状がみられる場合には、学校から保護者に連絡したうえで、生徒は帰宅し、症状がなくなるまで自宅で休養してください。

問9 登下校時における公共交通機関の利用に際しては、どう指導するのか。

- 公共交通機関に乗車中は、大声を出さない、マスクを着用する、降車後（または学校・自宅到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどの基本的な対策を行うようにしてください。
- また、不要不急の寄り道や下校時の集団での飲食等をしないようにしてください。

問10 登下校時のスクールバス乗車に際しては、どう対応するのか。

- スクールバスで登校する生徒は、①マスクの着用、②消毒液による手指消毒、③非接触体温計による検温を全て済ませてから乗車してください。
また、朝の健康チェックをしなかった生徒等については、乗車前に必ず健康チェックを受けてください。
その結果、次に該当する場合は、乗車せずに自宅に戻り休養してください。
 - ・ 発熱、咳、頭痛、鼻水など比較的軽い風邪の症状が続いている。
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- スクールバス乗車中はマスクを着用し、飛沫を飛ばさないよう大声は出さず、できる限り会話も控えてください。

問11 徒歩・自転車等で登校する生徒に対しては、どう対応するのか。

- 徒歩・自転車等で登校する生徒については、生徒用昇降口前で、①マスクの着用、②消毒液による手指消毒、③非接触体温計による検温を全て済ませから校内に入ってください。
また、朝の健康チェックをしなかった生徒等については、必ず健康チェックを受けてください。
その結果、次に該当する場合は、校内に入らず自宅に戻り休養してください。
 - ・ 発熱、咳、頭痛、鼻水など比較的軽い風邪の症状が続いている。
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。

問12 学校で生徒の発熱等の風邪症状を確認したときは、どう対応するのか。【更新】

- 保護者に連絡したうえで、生徒は帰宅し、症状がなくなるまでは自宅で休養してください。
なお、この場合の欠席は「出席停止」とします。
- 次に該当する場合は、保健所等に相談し、学校にも必ず連絡してください。
 - ・ 発熱、咳、頭痛、鼻水など比較的軽い風邪の症状が続いている。
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- その後、生徒が濃厚接触者等に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合の対応については、「問14 生徒または教職員が濃厚接触者に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合は、どう対応するのか。」への回答内容と同様の対応となります。
- 自宅での休養に要した期間は「出席停止」（「欠席日数」ではなく「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とみなし、「出席停止・忌引等の日数」として記録する取扱いのこと。「出席停止」でも、授業は「欠課」となる。）とします。

問13 生徒の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合は、どう対応するのか。

- 生徒の同居家族に発熱等の風邪症状がみられ、その同居家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は、登校を控えてください。なお、同居家族に風邪症状がみられても、そのことだけをもって登校を控えることとするのではなく、その同居家族への感染の可能性が全く無い又はほとんど無いと判断できる場合は、生徒自身の健康チェックの結果に問題がなければ登校してください。
- このような理由で登校を控えた場合の出欠の取扱いについては、「出席停止」とします。

問 14 生徒または教職員が濃厚接触者に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合は、どう対応するのか。【更新】

生徒が濃厚接触者等に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合

- このことが分かり次第速やかに学校に連絡してください。また、PCR検査の結果も、分かり次第速やかに学校に連絡してください。
- 濃厚接触者に特定された生徒は、感染者と最後に接触した日を0日目として翌日から7日間の待機期間となり、その間は「出席停止」とします。ただし、4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた検査を受けて陰性と判明した場合は、5日目から待機解除が可能となりますので、検査結果が分かり次第速やかに学校に連絡してください。
- 濃厚接触者に特定された生徒は、「出席停止」とします。この対応は、PCR検査で陰性と判明した場合も同じです。
- PCR検査で陽性と判明した場合には、「問16 生徒または教職員が感染した場合は、どう対応するのか。」への回答内容と同様の対応となります。

職員が濃厚接触者等に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合

- 濃厚接触者等に特定された職員は、感染者と最後に接触した日を0日目として翌日から最短で5日間の待機期間となり、その間は休暇または在宅勤務とします。ただし、4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた検査を受けて2回とも陰性であること、または5日目にPCR検査若しくは抗原定量検査を受けて陰性であることが待機解除の条件となります。
- この対応は、PCR検査を受けて陰性と判明した場合も同じです。
- PCR検査で陽性と判明した場合には、「問16 生徒または教職員が感染した場合は、どう対応するのか。」への回答内容と同様の対応となります。

問 15 生徒または教職員の同居家族が濃厚接触者に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合は、どう対応するのか。

生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合

- このことが分かり次第速やかに学校に連絡してください。また、PCR検査の結果も、分かり次第速やかに学校に連絡してください。
- 同居家族のPCR検査の結果が分かるまでは、自宅で待機してください。その間は「出席停止」とします。
- 同居家族のPCR検査の結果が陽性の場合で、生徒が濃厚接触者等に特定され、PCR検査を受けることになったときは、「問14 生徒または教職員が濃厚接触者に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合は、どう対応するのか。」への回答内容と同様の対応となります。
- 陰性の場合は通常どおり登校してください。

職員の同居家族が濃厚接触者等に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合

- 同居家族のPCR検査の結果が分かるまでは、休暇または在宅勤務とします。
- 同居家族のPCR検査の結果が陽性の場合で、職員が濃厚接触者に特定された場合またはPCR検査を受けることになったときは、「問14 生徒または教職員が濃厚接触者に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合は、どう対応するのか。」への回答内容と同様の対応となります。
- 陰性の場合は通常勤務とします。

問 16 生徒または教職員が感染した場合は、どう対応するのか。

- 生徒は「出席停止」、職員は症状の有無に関係なく休暇とします。その期間は、保健所または医療機関と相談のうえ決定します。

問 17 感染が心配で登校したくない（させたくない）が、どうすればよいか。

- 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある生徒、透析を受けている生徒、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている生徒）は、必ず主治医に相談のうえ、登校の可否を判断してください。その結果、登校を自粛される場合は、必ず学校に連絡してください。また、生徒が高齢者や基礎疾患のある家族と同居し、「学校で感染すれば家族にも感染させることになる。」などと心配し、登校を自粛されるときも、必ず学校に連絡してください。さらに、これら以外の理由（感染予防のため等）で登校を自粛される場合も、必ず学校に連絡してください。
- これらの場合の出欠の取扱いについては、「出席停止」とします。

問18 各教科の授業において、どのような点に留意するのか。

- 授業中、教員は飛沫防止のためマスクを着用します。
- 教室等では、生徒同士の身体的距離をできるだけ保った座席の配置とし、近距離での会話や発声等もできるだけ避けるため、授業ではグループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動はできる限り控えるよう留意します。
- 感染症対策を講じてもおお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間授業計画を見直して指導の順序を変更したり、例えば次のような工夫をしたりして、感染防止に努めていきます。
 - ・ 音楽の授業では、歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は原則として行わないこととし、歌う際には生徒間の距離をできるだけ広くとり、人がいる方向に口が向かないように指導する。
 - ・ 家庭の授業では、原則として調理実習は行わないこととし、実施する場合は衛生管理を徹底し、多くの生徒が密集しないよう配慮する。
 - ・ 犬のトリミング・トレーニングの実習では、個人や少人数で密集せず、生徒間の距離をできるだけ広くとって行うようにする。
- また、各教科等に共通する感染症対策として、次の対策を講じていきます。
 - ・ 共用の教材、教具、情報機器などは適切に消毒します。
 - ・ 共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手洗いを徹底します。

問19 実技を伴う体育の授業において、どのような点に留意するのか。

- 体育の授業の実施に際しては、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなど工夫していきます。また、生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施は困難である判断した場合には、年間授業計画の中で指導の順序を入れ替えるなど工夫していきます。
- また、可能な限り授業を屋外で実施したり、生徒が集合・整列する場面を避けるなどの工夫をするとともに、用具を使用する前に消毒したり、授業の前後に手洗いを徹底するなど、感染症対策を講じていきます。

問20 学校行事において、どのような点に留意するのか。

- 各種学校行事を実施するに際しては、次の点に留意していきます。
 - ① 実施の必要性について十分に検討する。
 - ② 集会を実施する場合は、校内放送を活用して教室で実施することを検討する。
 - ③ 体育館のような広く天井の高い部屋や、エアコンを使用している部屋であっても、適切に換気する。
 - ④ 接触感染を防ぐため、体育館等への入場前後に手洗いや手指の消毒を行う。
 - ⑤ 学校行事の内容を精選し、時間の短縮を図るなど必要な対策を講じる。
 - ⑥ 会話は最小限に控え、可能な限り対面での会話を避ける。
 - ⑦ 大声での発声、歌唱や声援等は原則として行わない。
 - ⑧ 共用の机、パイプ椅子等を並べて使用する場合は、使用前後に手洗いをを行う。
 - ⑨ 学校行事に外部からの来場者がある場合は、入口で検温を行う。また、連絡先等を把握し、その情報管理を徹底する。

問21 修学旅行はどう対応するのか。

- コロナ禍における修学旅行については、安心・安全の確保、修学旅行の教育的意義、生徒の心情への配慮など総合的な観点から実施の可否、旅行の時期・行先等を慎重に判断していきます。なお、家族の状況等により参加を取りやめる生徒がいる場合は、その生徒の心のケアに努めることとします。
- 修学旅行の実施に際しては、一般社団法人日本旅行業協会が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、旅行業者等と連携して、感染防止対策を徹底していきます。

問22 部活動はどう対応するのか。

- 部活動の実施に当たっては、以下の事項に十分留意し、顧問の指導の下で適切に実施してください。
 - ① 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
 - ② 短時間で効果的な活動となるよう工夫すること。
 - ③ 生徒が密集する活動、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って会話したり発声したりする活動等について、安全な実施が困難であると判断した場合には、活動そのものを取り止めたり、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えたりすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は厳禁とする。
 - ④ 多くの部員が頻繁に使用する用具等は使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
 - ⑤ 体育館や教室等の屋内で実施する部活動については、その場所のドア・窓を広く開け、こまめに換気するとともに、生徒が手を触れる箇所を消毒するなど、感染拡大防止のための防護措置を実施すること。
 - ⑥ 手や汗を拭くタオル、ハンカチ等は個人持ちとし、共用しないこと。
 - ⑦ 活動時を含め水分補給の際には回し飲みは絶対しないこと。
 - ⑧ 部室等の利用に当たっては、短時間の利用とし、一斉に利用しないこと。
 - ⑨ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等をはじめ、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒・教職員の感染拡大を防止するための対策を講じます。
 - ⑩ 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教職員のみで行うのではなく、学校としての責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じます。
- 学校が臨時休業（休校）となった場合は、感染拡大防止等の観点から、部活動は休止とします。
- 発熱等の風邪の症状がみられるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養してください。

問23 昼食時はどう対応するのか。

- 昼食の前後に必ず手洗いをしてください。
- 教室で昼食をとる時は、次の点に留意してください。
 - ・ 弁当持参の場合は、食堂ではなく自分のホームルーム教室で食事をする。
 - ・ 授業中と同様に、昼食時間中は常時、対角線上の上窓2か所を15 cm程度開けて換気する。
 - ・ 机・椅子を寄せて「密集」・「密接」の状態をしないこと。
 - ・ 食事中はマスクを外すため、飛沫を飛ばさないよう大声を出さず、できる限り会話も控えること。
- 食堂で昼食をとる時は、次の点に留意してください。
 - ・ 食券は、販売機前での「密集」・「密接」を避けるため、始業前や授業間の休み時間に購入しておくこと。
 - ・ 食堂は、「密集」・「密接」を避けるため、2部制とします。
 - ・ 食堂のカウンター前で待つ時及び販売機前で食券を購入する時は、「密集」・「密接」を避けるため、間隔を空けて静かに並んで待つこと。
 - ・ 食堂では換気扇を作動させ、ドアを開けて換気しますが、近距離で向かい合って食事をする「密接」を避けるため、各テーブル片側の所定の位置に間隔を空けて座ること。
 - ・ 食事中はマスクを外すため、飛沫を飛ばさないよう大声を出さず、できる限り会話も控えること。また、できるだけ短時間で食事を終えるようにすること。
 - ・ 食事後は必ずマスクを着用し、マスクを外したまま間近で歓談することのないよう注意すること。
- 昼休みの食堂が本学園での学校生活の中で最も感染リスクが高いと考えられることから、食堂での昼食を寮生のみとする制限措置を講じることがあります。

問24 寮生に対しては、どう対応するのか。

- 生徒寮においては、学校内と同様の感染対策を行うとともに、次の点に留意してください。
 - 1 寮生は毎朝、通学生徒と同様に健康状態を自分でチェックすること。
 - 2 生徒寮内では常時、マスクの着用を義務づけることとします。ただし、個室の自室内ではマスクを外してもかまいません。
 - 3 自室ではこまめに換気を行うこと。
 - 4 入浴は、多人数による風呂の共同利用を避け、できる限り少人数で利用すること。
 - 5 浴室の脱衣所や浴室内では、大声を出さないこと。また、浴室・浴槽は毎日清掃し、脱衣所内の大勢が触る箇所は清掃時に消毒すること。

- 6 食堂での食事では、「問23 昼食時はどう対応するのか。」への回答内容と同様の対応となります。
- 7 自動販売機等の共用設備、下駄箱、トイレのドアノブ・便器の接触面・レバー・蛇口ハンドルなど大勢の人が頻繁に触る箇所は、毎日清掃時に消毒を行うこと。
- 8 生徒寮内で寮生に発熱等の風邪症状が見られた場合は、保護者に連絡したうえで、生徒は帰宅し、症状がなくなるまでは自宅で休養してください。また、他の寮生との接触を避けるため、保護者が到着するまでは個室で過ごすようにします。その後の対応は、「問12 学校で生徒の発熱等の風邪症状を確認したときは、どう対応するのか。」への回答内容と同様の対応となります。

問25 今後、どのような場合に学校が臨時休業（休業）となるのか。

- 生徒・職員の感染が判明した場合には、県の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路が明らかであるか等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について衛生主管部局と相談の上、検討することになります。
- また、今後、爆発的に感染者が急増する「オーバーシュート」が発生した場合には、一定期間、学校を臨時休業（休校）にするよう要請されたり、「オーバーシュート」が発生していなくても、地域の感染状況に応じて、自治体の首長の判断で、地域全体での活動自粛を強化する一環として、本学園にも臨時休業（休校）を要請されることがあり得ると考えています。

問26 生徒や教職員が感染した場合の臨時休業（休校）についてどう考え、どう対応するのか。【更新】

- 感染判明後、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明した全体像が把握できるまでの期間、及び校内の消毒等に要する期間（全体として概ね数日～5日程度）を踏まえ、臨時休業（休校）を実施します。ただし、濃厚接触者等の特定に時間を要しない場合や濃厚接触者等がいない等の場合は、臨時休業（休校）を実施しないこともあります。
- 本学園では多くの生徒が登下校時にスクールバスを、昼食時に食堂を利用している現状に鑑み、感染が判明した生徒が1人の場合でも、校内で感染が広がっている可能性があると考えられるため、臨時休業（休校）は学級・学年単位ではなく学校全体の実施を原則とします。
- 臨時休業（休校）中は、部活動等の課外活動は中止とします。

問27 臨時休業（休校）を実施する場合、生徒の学習に著しい遅れが生じないよう、どう対応するのか。

- 臨時休業期間中に生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、プリント課題による家庭学習やオンラインによる遠隔授業を実施していきます。また、必要に応じて長期休業期間中の補充授業の実施も検討します。
- また、教育課程を適切に実施するため、必要に応じて、週当たりの授業時数を増やす、中間・期末試験の日数を短縮する、長期休業期間を短縮する等の対策を講じていきます。
- さらに、生徒指導や健康観察を適切に行う観点から、登校日を設定したり、家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する一部の生徒を登校させたりするなど、きめ細かな対応を行なっていきます。

問28 生徒の心のケアはどう対応するのか。

- 生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えている生徒もいると考えており、ホームルーム担任等を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応していきます。
- なお、臨時休業（休校）を実施することになったときは、自宅で過ごす生徒とその保護者との連絡を密にし、生徒のストレス等の課題に関し、必要に応じて各種相談窓口（24時間子供SOSダイヤル等）を利用させていただくとともに、ホームルーム担任等による支援を適時に得ていただくようお願いします。

問 29 感染者や濃厚接触者、医療従事者等に対する偏見や差別、不確かな情報やデマについて、どう対応するのか。

- 感染者・濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族などに対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではありません。
- 学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である生徒が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう、感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではないことを踏まえ、個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害や誹謗中傷等は断じて許されないことを指導します。
- また、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を得て、「自分の命を守ることは他者の命を守ること」との視点に立ち、感染防止のために何をすべきで何をすべきでないかなど、人としての在り方を・生き方について考えることができるよう、学年別集会、各ホームルーム、「保健」の授業等で指導するとともに、SNS等での不確かな情報や根拠のないデマ等に惑わされることなく、確かな情報に基づき行動できるよう、情報モラル教育についても「情報」の授業等で指導していきます。
- さらに、生徒・保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、各種相談窓口（24時間子供SOSダイヤル等）も適宜利用できるよう周知に努めていきます。

問 30 職員の感染症対策について、どう対応するのか。

- 学校の職員の感染経路については「不明」の割合が従来から最も高くなっており、学校内にウイルスを持ち込まないようにすることが極めて重要です。このため、生徒と同様に、基本的な感染症対策に取り組むことはもとより、毎朝の検温や健康観察を確実に行うこととしています。
- 職員室等における勤務については、マスクの常時着用や換気の徹底はもとより、可能な限り間隔を確保することとし、一部の職員で会議等を行う時も十分なスペースを確保できる部屋を使用したり、食事場面では飛沫を飛ばさないようにできる限り会話を控えたりするなど対応を工夫します。
- コロナ禍における職員の服務取扱いについては次のとおりとしており、一部の職員が学校不在となることがあり得ますので御了知をお願いします。
 - ・ 職員に発熱等の風邪症状がみられる場合は、休暇または在宅勤務により、病状が回復するまで自宅待機とし、必要に応じて医療機関で受診することとしています。
 - ・ 職員の同居家族に発熱等の風邪症状がみられ、その同居家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は、在宅勤務とすることがあります。
 - ・ 職員の同居家族が濃厚接触者等に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合は、同居家族の検査結果がわかるまでは、休暇または在宅勤務とします。
 - ・ 職員が濃厚接触者等に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合は、保健所から居宅から外出しないことなど感染防止に必要な協力を求められた期間（7日間）の休暇または在宅勤務とします。
 - ・ 職員の感染が判明した場合は、症状の有無に関係なく休暇とし、その期間は保健所または医療機関と相談のうえ決定します。
 - ・ 職員がワクチン接種を受ける場合は、接種等に要する時間について、校務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務を免除するとともに、ワクチン接種に伴う副反応かどうかにかかわらず、発熱等の風邪症状がみられる場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、休暇とします。

問 31 生徒のワクチン接種について、どう対応するのか。

- 厚生労働省は、「ワクチンを接種することで、接種した人の発症を予防する効果だけでなく、感染を予防する効果も示唆するデータが報告されています。しかしながら、その効果は100%ではないため、引き続き感染予防対策を継続していただくようお願いいたします。」としていることを踏まえ、生徒・職員のワクチン接種状況に関わらず、「3密」の回避、マスクの着用、手洗い等の基本的な感染症対策を継続していくこととします。
- ワクチンは最終的には個人の判断で接種されるものであり、ワクチン接種に当たっては、そのリスクと効果を総合的に勘案し、生徒とその保護者及び職員の意思で接種の判断が行われることが大切であることから、接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為をしないよう指導していきます。また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいること、また、その判断は尊重されるべきであることも指導していきます。
- ワクチン接種を受けて欠席した場合、及びワクチン接種に伴う発熱等の副反応により欠席した場合は「出席停止」とします。

以上